

株式会社ケーブルテレビ富山 光テレビ契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社ケーブルテレビ富山（以下「当社」といいます）は、放送法の規定に従い、光テレビ契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 セットトップボックス	放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器。ケーブルテレビ用チューナー（以下「STB」といいます）
2 Smart TV Box	STB 機能と電気通信設備の両方の機能を有する機器。本約款において録画機能付き STB として分類される（以下「STVB」といいます）
3 ケーブルプラス STB	STB 機能と電気通信設備の両方の機能を有する機器。本約款において録画機能付き STB として分類される（以下「C+STB」といいます）
4 ケーブルプラス STB2	STB 機能と電気通信設備の両方の機能を有する機器。本約款において録画機能付き 4K 対応 STB として分類される（以下「C+STB2」といいます）
5 au ID	KDDI 株式会社が発行する au ID
6 コンテンツ	当社や提携事業者が提供する各種のコンテンツ
7 IC カード	STB に常時装着されることにより、STB を制御し、契約者の視聴履歴を記録するための IC を組み込んだカード
8 B-CAS カード	地上デジタル、BS デジタル放送用 IC カード
9 C-CAS カード	CS デジタル放送用 IC カード
10 V-ONU	光放送端末
11 IP-VOD	ユーザーが見たい時に様々な番組を、視聴する事が出来る仕組み。IP ベースのビデオオンデマンド
12 ドコモ光タイプ C	当社の設備を利用して、ドコモが提供する光インターネットサービス

第2章 契約

(契約単位)

第4条 加入契約は、加入世帯引込線 1 回線毎に行います。ただし、引込線 1 回線により複数

世帯・複数企業が加入する場合には、各世帯および各企業ごとに契約を行うものとします。

(契約の成立)

- 第5条 加入契約は、契約者があらかじめこの約款を承認し、加入申込書に記入の上、当社に提出し、当社がこれを承諾したとき成立します。
- 2 契約者は、加入契約の締結について地主・家主その他利害関係者がある時には、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。
- 3 当社は次の場合には加入契約を承諾しない場合があります。
- (1) 引込設備及び宅内設備を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 契約の申込みをした者が、料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (3) STVB、C+STB、C+STB2のご利用に当たり、以下に同意いただけない場合
 - ・KDDI 株式会社が定める「au ID 利用規約」
 - ・STVB、C+STB、C+STB2 利用開始にあたり自動的に利用可能となるコンテンツを提供する当社または提携事業者が定める規約等
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(特典供与に関する最低利用期間・違約金等)

- 第6条 契約者は、当社が実施する工事費割引等の特典供与を受ける場合、当社が別途定める適用条件・最低利用期間・違約金の設定に従うものとします。

第3章 サービス

(当社が提供するサービス)

- 第7条 当社は、サービス提供区域においてサービス提供に必要な全施設を設置すると共に、その維持および運営に当たります。また当社は、契約者に次のサービスを提供します。
- (1) 放送事業者のテレビジョン(多重放送を含む)放送を再放送する業務
 - (2) ラジオ放送(FMおよびデジタル放送)およびデジタルデータ放送を再放送する業務
 - (3) 加入者の受信機の設置場所が属する地域に自主放送サービス番組の提供を行う業務
 - (4) 上記事業に付随する業務

(STVB、C+STB、C+STB2 関連サービス)

- 第8条 当社または提携事業者は、STVB、C+STB、C+STB2 を設置した契約者に対し、次のサービス提供を行います。なお、サービスの一部又は全部を変更若しくは終了することがあります。当社は、契約者が提携事業者によるサービスを利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとし

ます。

(1) セキュリティソフトウェア

別途規定するコンテンツサービスが提供されるため、本サービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、STVB、C+STB、C+STB2 を利用いただく場合は、本サービスが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。

(2) 自動的に利用可能となるコンテンツ

STVB、C+STB、C+STB2 のご利用に際して別途規定するサービスが自動的に利用可能となります。また、当社または提携事業者が別途定める利用条件等を遵守いただきます。

(3) その他コンテンツ

当社または提携事業者が定める規約に基づき提供されます。本サービスの利用に際しては、本約款の他に当社または提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

(au ID の提供)

第9条 STVB、C+STB、C+STB2 の利用には、KDDI 株式会社が提供する「au ID」が必要となります。

2 契約者は、スマートテレビサービスを利用する場合は、KDDI 株式会社が別に定める「au ID 利用規約」に同意していただきます。また、STVB、C+STB、C+STB2 1 台につき1個の「au ID」を予め提供しますので、加入申込時に暗証番号を設定していただきます。

3 契約者は、STVB、C+STB、C+STB2 上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「au ID」が設定されている STVB、C+STB、C+STB2 の機器情報を、当社が KDDI 株式会社および JCOM 株式会社へ提供することについて承諾していただきます。

4 第2項で提供された「au ID」は、契約者が当社の STVB、C+STB、C+STB2 サービスを解除した場合においても自動的に解除はされません。なお、解除する場合は、提供元の KDDI 株式会社へ解除手続きを行うものとします。

第4章 料金等

(利用料金)

第10条 当社は、毎月1日から末日までを1ヶ月として暦月単位で契約者の料金計算を行います。ただし、本約款に特段の定めがある場合は日割り計算を行います。

2 契約者は、料金表に定める基本料金を暦月の1ヶ月毎に当社に支払うものとします。なお、中途解約がなされた場合、申請を受理した日の属する月の料金をもって精算し、残金は返金するものとします。

3 基本料金は、サービスを受け始めた日の属する月から支払うものとします。また、ペイチャンネル等の付加機能（オプション）は、基本料金の他に料金表に定められた料金を支払うものとします。

- 4 チャンネルガイドは、料金表に定めるとおり有料です。
- 5 当社が設定した基本料金の中には、NHK の放送受信料（衛星受信料を含む）および株式会社 WOWOW の有料放送サービス視聴料金は含まないものとします。
- 6 落雷等やむを得ない事由によって、当社が第 7 条（当社が提供するサービス）に定めるサービスの提供ができなかった場合でも、原則として料金の減額はしないものとします。
- 7 物価の変動・設備の更新等の事由により当社が諸料金を改定した場合は、改定された金額を当社に支払うものとします。
- 8 料金の支払いが遅延した場合は、契約者は当社に年 14.5%の割合による遅延料金を支払うものとします。
- 9 当社は、契約者が光ライトコースに加入した場合は、ペイチャンネル・NHK 衛星放送のサービスを提供しないものとします。
- 10 契約者は、当社があらかじめ承諾した場合に限り、当社が提供するサービスを不特定または多人数に対する上映を行うことができるものとします。ただしその場合は、これを業務用契約として取り扱うこととし、契約者は、料金表に定める料金を支払うものとします。
- 11 契約者は、当社がサービス終了予定日を超えてサービス提供を継続したこと、契約者のコース変更後もなお従前の設備を設置していることなどの事情により当社のサービスを受けている場合は、当該サービスについて当社が約款で定める料金（サービス終了等の理由により現行の約款から当該サービスの料金が削除されている場合には改正前の約款によります）を支払うものとします。
- 12 契約者が、第 9 条（au ID の提供）で提供された「au ID」を利用し、STVB、C+STB、C+STB2 の画面上で各種コンテンツ等の規約に同意し購入したコンテンツ等の債権の一部（物販系コンテンツ等に関する債権を除く）は、当社が KDDI 株式会社から au かんたん決済を通じて、その債権の譲渡を受け、当社の債権として利用料等と合わせて計算します。
- 13 契約者が光テレビをドコモ光タイプ C とセットで利用する場合、光テレビ月額料金総額から料金表に定めるドコモ光タイプ C セット割引を適用いたします。

（工事費）

- 第 11 条 契約者は、契約成立後、当社の指定する日に料金表に定める工事費を支払うものとします。
- 2 光テレビと、光ネットや光デンワの工事を同時に行った場合、その工事費は、光テレビの工事費と一括して請求する場合がございます。なお工事費の請求は、原則工事完了翌月となります。

（支払方法）

- 第 12 条 契約者が当社に支払う料金の支払方法は、口座振替を原則とします。当社が指定するブランドのクレジットカードでの支払も可能とします。なお、この場合の支払日等の諸条件は、契約者が指定したクレジットカード会社の規約に基づくものとします。

(責任事項)

第13条 当社が第7条（当社が提供するサービス）で、(1)および(2)に定める再放送業務を月のうち引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は第10条（利用料金）の規定にかかわらず無料とします。

第5章 機器および施設等

(STB等機器の貸与)

第14条 当社は加入者に対し、STB・外付けHDD等、加入コースに対応した機器を貸与いたします。その場合、貸与した機器は解約時に当社へ返却するものとします。

2 契約者へ貸与された機器は、善良なる管理者の注意をもって取り扱い、当社の承諾なしに移動または取り外し等は、できないものとします。

3 契約者の故意または過失により貸与機器が破損・紛失した場合には、その相当分を当社に支払うものとします。

4 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているSTVB、C+STB、C+STB2(au ID提供)の使用状況は、設備の保守、維持・向上を目的とし、個人が識別、特定できないように加工した統計資料としたうえで、「au ID」を提供しているKDDI株式会社およびJCOM株式会社へ提供させていただきます。

5 契約者は、第26条（契約者の申出による解約）に定める解約、および第27条（当社が行う契約の解除）、または第31条（反社会的勢力の排除）第3項の定めによる解除の場合、当社が指定する方法により、直ちに端末接続装置を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社が料金表に定める機器損害金を請求します。

(B-CASおよびC-CASカード)

第15条 デジタル放送サービスの提供を受ける契約者は、BSデジタル放送用のICカード（以下「B-CASカード」といいます）を使用するものとします。

2 B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス（B-CAS）カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

3 解約時にはB-CASカードを当社に返却するものとします。

4 デジタルCATV放送サービスの提供を受ける契約者は、デジタルCATV放送限定受信用ICカード（以下「C-CASカード」といいます）を使用するものとします。

5 C-CASカードの所有権は当社に帰属し、当社手配による以外のデータ追加・変更・改ざんは禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失については契約者が賠償するものとします。また、契約者がC-CASカードを破損または紛失した場合には、その損害分を当社に支払うものとします。

6 解約時にはC-CASカードを当社に返却するものとします。

(施設の設置および費用の負担)

第16条 当社は、当社が設置する施設（以下「本施設」といいます）のうち放送センターから

V-ONU までの設置に要する費用を負担します。契約者は、宅内工事（V-ONU 出力端子から受信機までの設置）に要する費用（2 台目以降 STB 等設置費を含む）を負担します。

- 2 引込工事における契約者の希望による特別工事に関わる費用は、契約者が負担するものとします。
- 3 本施設の設備工事は、当社または当社が指定した工事業者が行うものとします。

（施設の所有関係）

第 17 条 本施設のうち放送センターから V-ONU 出力端子までの施設および STB 等の貸与機器は、当社の所有とします。本施設のうち V-ONU 出力端子から全ての宅内の施設（STB の貸与機器除く）は、契約者の所有とします。

（施設の維持管理）

第 18 条 当社は、放送センターから V-ONU までの施設について維持管理します。

- 2 契約者は、当社施設の維持管理上、当社のサービスが利用を中止することを承認するものとします。

（故障）

第 19 条 当社は、提供するサービスの受信に異常が生じた場合、これを調査し、必要な処置を講じます。

- 2 当社の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が契約者の施設による場合は、その修復は、契約者が行うものとします。
- 3 契約者は、故意又は過失により当社の提供するサービス施設に故障が生じた場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

（便宜の提供）

第 20 条 当社または当社の指定する業者は、設備の検査・修復・撤去を行うため、契約者の承諾を得て、契約者の敷地・家屋・構築物等に立ち入ることがあります。この場合、契約者は正当な理由がない限り、敷地に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。

（設置場所の変更等）

第 21 条 契約者は、当社の光サービス提供区域内に限りテレビジョン受像機および受信機の設置場所を変更することができます。

- 2 契約者は、前項の規定によりテレビジョン受像機および受信機の設置場所を変更しようとする場合は、当社または当社の指定する業者にその旨を申し出るものとします。
- 3 契約者は、前項の変更に要する費用を負担するものとします。

第 6 章 契約の変更・一時中断等

（名義変更）

第 22 条 契約者に異動がある場合は名義の変更をできるものとし、この際当社に対し当社制定の用紙によって届けるものとします。

(一時中断)

第 23 条 当社は、契約者よりサービス提供の一時中断の申し出があった場合、加入契約期間中に 1 回、1 年以内に限り、1 ヶ月単位で認めるものとします。なお、契約者は、サービス提供の一時中断の期間および再開を希望する時期を当社に直ちに申し出るものとします。料金は、一時中断期間のみ無料とします。

- 2 一時中断期間は、当社が第 6 条（特典供与に関する最低利用期間・違約金等）の規定により設定する最低利用期間との関係では、契約者の利用期間に含めないものとします。

(利用停止)

第 24 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間（その光テレビサービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったものに限り、以下この条において同じとします）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その光テレビサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
 - (2) 契約の申込に当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - (3) この約款の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により、光テレビサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。
 - 3 当社は、契約者の利用期間を日割りにて計算し、その料金を請求いたします。

(初期契約解除制度)

第 25 条 契約者は、当社から「ご契約の内容」書面（電子媒体を含む）を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行なうことができます。

- 2 本条に定める方法による契約の解除の効力は、当社に対し前項の書面を発した時に生じます。
- 3 本条に定める方法により本契約が解除された場合、契約者は、損害賠償若しくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けたサービスの対価（日割）、及び既に工事が実施された場合の工事費を負担するものとします。
- 4 工事費の請求額は、料金表の標準工事費となります。
- 5 本条に定める契約解除の制度について当社が不実のことを告げたことにより契約者が告げられた内容が事実であると誤認をし、これによって 8 日間を経過するまで

に契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。

(契約者の申出による解約)

- 第 26 条 契約者は、自己の都合によって解約しようとする場合、解約を希望する日の 10 日以前に文書により当社にその旨を申し出るものとします。
- 2 契約者は、前項の解約に伴う工事費用を負担するものとします。また、解約に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担するものとします。
- 3 解約の場合は、解約を申し出た日の属する月までの料金を支払うものとします。

(当社が行う契約の解除)

第 27 条

- 第 24 条（利用停止）の規定により光テレビサービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき、当社は催告なしに契約者との契約を解除することができます。
- 2 第 24 条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、光テレビサービスの利用停止をしないで催告なしにその契約を解除することができます。
- 3 当社は、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。
- 4 第 20 条（便宜の提供）の規定に反して、当社または当社の指定する業者の立入りによる業務の実施を契約者が正当な理由なく拒否された場合には、当社は催告なしに契約者との契約を解除することがあります。
- 5 本条に規定する解除がなされた場合の料金の支払等は、第 26 条（契約者の申出による解約）の規定に準じた取扱いとします。

第 7 章 雑則

(免責事項)

- 第 28 条 天変・地変その他予測できない事由による契約者の所有物の損害については、当社はその責を問われないものとします。

(放送内容の変更および著作権・著作隣接権侵害の禁止)

- 第 29 条 当社は、止むを得ない事情によりサービス業務内容を変更することがあります。なお変更によって起こる損害の賠償には応じません。
- 2 契約者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用す

ることを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多人数に対する対価を受けての上映、ビデオデッキその他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作権隣接権を侵害する行為をすることはできません。ただし、第10条（利用料金）の第10項による場合はこの限りではありません。

（録画機能付き STB 等の貸与機器に関する免責事項）

第30条 加入契約の解約時や故障等での交換時、当社は契約者に通知なく、録画機能付き STB 等の貸与機器に録画された番組データおよび個人情報などを消去できるものとし、契約者はこれを了解するものとします。

- 2 録画機能付き STB 等の貸与機器の故障・不具合・誤操作、その他の理由により、放送番組が正常に録画または再生できなかった場合、当社は一切の補償責任を負わないものとします。また、録画機能付き STB 等の貸与機器の故障・不具合・その他の理由による修理および機器交換に際しての録画番組の損失に関しても、当社は一切責任を負わないものとします。

（反社会的勢力の排除）

第31条 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます）であること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 契約者が前二項に違反した場合、当社は通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに契約を解除することができるものとします。

- 4 当社は、第3項の規定により利用契約を解除した場合、サービス利用者に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

(加入者に係る情報の取扱い)

第32条 当社は、契約者から取得した個人情報については、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づいて適正に処理します。

(定めなき事項)

第33条 この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と契約者は契約の締結の趣旨に従い誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

(約款の改正)

第34条 当社は、この約款を総務大臣に届け出た上で改正する場合があります。

- 2 契約者は、前項による改正後の約款の内容を当社が契約者に通知したとき、または、当社のホームページ上で閲覧可能にしたときから、改正後の約款に従うものとします。

<付 則>

- 1 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。
2 この約款は、2024年4月1日より施行します。

株式会社ケーブルテレビ富山 光テレビ料金表

・表記説明

- (1) 特記事項なき料金は、1 台（単位）あたりの月額利用料です。
- (2) 複数コースの STB 利用がある場合、1 台目は基本料金の高いコースの料金を適用します。ただし、C+STB2 をご利用の場合は、C+STB2 で選択されたコースを 1 台目とします。
- (3) 料金はすべて税込みです。（ ）内の料金は、税抜き料金です。

1、基本料金

コース	1 世帯		
光コミュニティ	1,650 円 (1,500 円)		
コース	STB1 台目	STB 2 台目	STB 3 台目以上
光コミュニティ※1	-	1,650 円 (1,500 円)	1,100 円 (1,000 円)
光スタンダード	3,520 円 (3,200 円)		
光プレミアム	4,400 円 (4,000 円)	2,200 円 (2,000 円)	1,650 円 (1,500 円)

(新規受付終了)

光ライト※2	1,100 円 (1,000 円)
--------	-------------------

※1 ペイチャンネルなど STB が必要になった場合の料金です。STB1 台目の料金はコース料金に含まれます。

※2 原則、当社の同軸（HFC）テレビサービスで、ライトコースに加入されている方で、かつ当社が認めた場合のみ提供いたします。

2、付加機能（オプション）料金

(1)STB 利用料金

STB 種別	料金
4K プラス※1	1,650 円 (1,500 円)

※1 ご利用コースが光プレミアム、光スタンダードの場合、550 円 (500 円) 割引となります。

(2)C+STB2 利用料金※1, 2, 3, 4, 5

STB 種別	料金
C+STB2 (4K スマート)	1,540 円 (1,400 円)
C+STB2 (4K スマートプラス) ※6	2,310 円 (2,100 円)

※1 C+STB2 は、当社光テレビの「光スタンダード」もしくは「光プレミアム」と、光ネット「光エクセレント 300」、「光ハイパー1G」、「光ハイパー1G(2 年定期契約)」、「光マンション 300M」のいずれかのコースに同時にご契約する必要があります。1 世帯 1 契約に 1 台のみ提供いたします。また、外付け HDD と無線ルーターが付属し、IP-VOD サービス「milplus (みるプラス)」が利用できます。

※2 法人、その他これに準じる団体はご利用できません。

※3 C+STB2 の光テレビコースが光スタンダードの場合、2 台目以降の STB で光プレミアムを選択することはできません。

※4 C+STB2 の標準工事費は光テレビの標準工事費とは異なります。別途規定の C+STB2 工事をご確認ください。

※5 C+STB2 を一時中断、解約された場合、光ネット契約および IP-VOD サービス「milplus（みるプラス）」も一時中断、解約いたします。

※6 C+STB2（4K スマートプラス）は、C+STB2（4K スマート）とみるプラス「見放題パックプライム（1,026 円（933 円）/月額）」とのセット商品となります。なお、C+STB2（4K スマートプラス）には 6 ヶ月の最低利用期間があります。

(3)STVB・C+STB 利用料金(新規受付終了) ※1, 2, 3, 4

STB 種別	料金
STVB（光スマート）	1,430 円（1,300 円）
C+STB（光スマート）	1,430 円（1,300 円）
C+STB（光スマートプラス）	2,200 円（2,000 円）

※1 STVB・C+STB は、当社光テレビの「光スタンダード」もしくは「光プレミアム」と、光ネットの「光エクセレント 300」もしくは「光ハイパー1G」もしくは「光マンション 300M」を同時にご契約する必要があり、1 世帯 1 契約に 1 台のみ提供いたします。また、外付け HDD と無線ルーターが付属し、IP-VOD サービス「milplus（みるプラス）」が利用できます。

※2 法人、その他これに準じる団体はご利用できません。

※3 STVB・C+STB の光テレビコースが光スタンダードの場合、2 台目以降の STB で光プレミアムを選択することはできません。

※4 STVB・C+STB を一時中断、解約された場合、光ネット契約および IP-VOD サービス「milplus（みるプラス）」も一時中断、解約いたします。

(4)チャンネルガイド料金※1

料金
110 円（100 円）

※1 STB1 台目の利用コースが光プレミアムの場合の 1 冊分は 0 円（基本料金に含む）

(5)ペイチャンネル利用料金

チャンネル名	料金
KNTV	3,300 円（3,000 円）
Mnet	2,530 円（2,300 円）
BS10 スターチャンネル	1,980 円（1,800 円）
FIGHTINGTV サムライ	1,980 円（1,800 円）
アニメシアターX(AT-X)	2,180 円（1,982 円）
衛星劇場	1,980 円（1,800 円）
東映チャンネル	1,650 円（1,500 円）

レジャーチャンネル	1,078 円 (980 円)
J SPORTS4	1,430 円 (1,300 円)
フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム	1,980 円 (1,800 円)
	1,760 円 (1,600 円) ※1
グリーンチャンネル・グリーンチャンネル 2	1,100 円 (1,000 円)
SPEED チャンネル 1・富山競輪チャンネル	990 円 (900 円)
TBS チャンネル 1	660 円 (600 円)
テレ朝チャンネル 1	660 円 (600 円)
アジアドラマチック TV★※2	660 円 (600 円)

※1 光プレミアム、または光スタンダードをご利用の STB が 4K プラス、または C+STB2 の場合のみ適用

※2 光コミュニティのみ提供

3、手数料

(1) 書面発行に関する手数料

項目	料金	内容
請求書発行手数料	110 円 (100 円)	請求書、利用明細などの発行、郵送が対象となり、1 通あたりの料金です。
インボイス発行手数料	220 円 (200 円)	A4 用紙 20 枚以下
	385 円 (350 円)	A4 用紙 21 枚以上

4、ドコモ光タイプ C セット割引

光テレビとドコモ光タイプ C をご契約の場合に適用となります。

光テレビ契約	ドコモ光タイプ C 契約	光デンワ契約 (※1)	タイプ C セット割引額
光プレミアム 光スタンダード	有	有	▲1,023 円 (▲930 円)
光コミュニティ	有	有	▲1,650 円 (▲1,500 円)
光プレミアム 光スタンダード	有	無	▲220 円 (▲200 円)
光コミュニティ	有	無	▲935 円 (▲850 円)

※1 光デンワ契約は、ケーブルプラス電話をご契約の場合のみとなります。

5、業務用契約料金

(1) 基本料金

固定料金	変動料金	視聴チャンネル※1
11,000 円 (10,000 円)	1,100 円 (1,000 円) × テレビ台数 × テレビ稼働率※2	北日本放送、NHKE テレ、NHK 総合、北陸朝日放送、チューリップテレビ、富山テレビ、コミチャン 9、コミチャン 12、Life チャンネル

※1 記載チャンネル以外をご希望の場合はご相談ください。

※2 ホテル等の客室稼働率

(2) 付加機能（オプション）料金

付加機能（オプション）	1 室当り
BS パススルー※1	550 円（500 円）

※1 視聴可能チャンネルはパンフレット等をご確認ください。

6、工事費

項目	区分	建物形態	料金
光テレビ標準 工事費	新規	戸建	26,400 円（24,000 円）
		集合住宅	10,560 円（9,600 円）
	設置・交換	C+STB2 工事	14,300 円（13,000 円）
オプション工 事費	2 分配器新設		2,200 円（2,000 円）
	4 分配器新設		3,960 円（3,600 円）
	6 分配器新設		6,050 円（5,500 円）
	8 分配器新設		9,240 円（8,400 円）
	6 分配器取替（4 分配→6 分配）		2,200 円（2,000 円）
	8 分配器取替（4 分配→8 分配）		5,500 円（5,000 円）
	同軸ケーブル敷設（1 回線追加）20m まで		4,180 円（3,800 円）
	同軸ケーブル敷設（3m 以上 1m 毎）20m まで		220 円（200 円）
	BS 分波器取付（同軸付）1 台		1,980 円（1,800 円）
	アンテナ撤去（産廃処理含まず）		6,490 円（5,900 円）
	HDMI ケーブル 1.5m1 本		1,980 円（1,800 円）
	宅内配線撤去工事 1 ケ所		4,290 円（3,900 円）

7、機器損害金

機器名	型番	機器損害金
STB	BD-V2TC	18,700 円（17,000 円）
	BD-V300	
	BD-V301	
	TZ-DCH521	
	TZ-DCH520	
	TZ-DCH820	
	TZ-LS200P	
	TZ-LS300P	25,300 円（23,000 円）
	TZ-LS500B	
	C02ES1	
	TZ-DCH2000	50,600 円（46,000 円）
	TZ-HDW600M	

	TZ-BDW900M	91,300 円 (83,000 円)
	TZ-BDT910	
	TZ-HDW611PW	50,600 円 (46,000 円)
	TZ-BDT920PW	91,300 円 (83,000 円)
	C01AS3	50,600 円 (46,000 円)
	C02AS4	41,800 円 (38,000 円)
	BD-V5700R	46,200 円 (42,000 円)
	TZ-LT1000BW	55,000 円 (50,000 円)
	C02AS5	55,000 円 (50,000 円)
V-ONU	BNX1036SN755	8,800 円 (8,000 円)
リモコン	BD-V2TC	3,300 円 (3,000 円)
	BD-V300	
	BD-V301	
	TZ-DCH520/820	
	TZ-DCH521	
	TZ-LS200P/300P	
	TZ-LS500B	
	C2mini-RIMO-01	
	簡単リモコン	
	TZ-DCH2000	4,400 円 (4,000 円)
	TZ-HDW600M	
	TZ-BDW900M	
	TZ-HDW611PW	
	TZ-BDT910	
	TZ-BDT920PW	
	C01AS3	
	C02AS4	
	BD-V5700R	
	TZ-LT1000BW	
	C02AS5	
外付け HDD	外付け HDD	9,900 円 (9,000 円)
カード	B-CAS	2,160 円 (1,964 円)
	C-CAS (再設定費含む)	8,800 円 (8,000 円)

以上